

転出・転入などの手続はお済みですか？

毎年4月は、入学や就職、転勤などによる転出・転入の住所変更が多く、市民課の窓口が大変混雑します。転出の予定が決まっているかたは、余裕をもつて早めに手続きをしてください。

転出するかた

①窓口で転出の手続きをしてください。転出証明書を発行します。

※転出予定日が決まつたら、転出の手続きをすることができます。
②転出先では、転入した日から14日以内に転出証明書を提出し、転入の手続きをしてください。

※転入地を変更して、別の住所地に転入する場合でも、転出証明書を提出してください。

③印鑑登録証は、異動予定日の前日まで有効ですが、異動予定日以降登録は抹消されます。

※印鑑登録証は窓口へ返すか、はさみを入れて破棄してください。

転入するかた

（確認できないときは、後日確認のため通知文を郵送します。）

①本市に移ってきたら、前住所地で発行した証明書を持って、14日以

内に転入の手続きをしてください。

②国民健康保険に加入しなければならないかたは、その旨を申し出てください。

転居するかた

①転居した後、14日以内に手続きをしてください。

※手続後、印鑑登録の住所地は自動的に変更されます。
②国民健康保険被保険者証、老人医療受給者証、介護保険被保険者証を持つているかたは持参してください。

★本人確認をします
【住民異動届
(転出・転入・転居など)】

○本人確認の方法

住民基本台帳カード、運転免許証、旅券など写真付きの公的機関発行の証明書1点（この証明がない場合は、健康保険証、年金手帳、定期券、キャッシュカード、クレジットカードなど本人と推定されるものの2点以上）の提出をお願いします。

問い合わせ先

市民課
(☎)(23)5111内線213)

問い合わせ先

上下水道部管理課
(☎)(25)4511)

窓口業務を延長しています

市民課では、市民サービスの充実を図るために、次のとおり窓口業務の時間延長を行っています。

実施曜日

○毎週月曜日と金曜日
(祝日を除く)

延長時間

○午後5時15分～6時

取り扱い業務

- ①住民票の写しの交付
- ②印鑑登録証明書の交付
- ③年金現況証明書の交付
- ④記載事項証明書の交付
- ⑤外国人登録原票記載事項証明書の交付

★使用開始届け

転入・転居などで新たに水道・下水道を使用するかたも届け出が必要です。

転出・転入・転居のときは、3ヶ月前にご連絡ください。

★使用休止届け

止の届け出をしてください。届け出がないまま転出・転居をすると、届けるまでの間の料金を支払うことになります。

上下水道について

